

月の浦公民館規約

(所在地)

第1条 月の浦公民館（以下「公民館」という。）を月の浦3丁目24番6号に置く。

(運営費)

第2条 公民館の運営に関する事項は公民館長（以下「館長」という。）が統括し、運営に要する費用は、区総会の承認を得て区費、助成金等を充てる。

(公民館運営協議会)

第3条 公民館に月の浦公民館運営協議会（以下「協議会」という。）を設ける。
2 協議会は、公民館運営の推進力となり、運営に関する企画及び助言を行う。

(協議会の委員)

第4条 協議会に委員を置く。
2 委員は、各号に掲げる者をもって充て、館長が委嘱する。
(1) 執行部全員
(2) 評議員会、組長会、体育部、文化部、環境部、子ども会育成会、月の浦文庫、平成の会、食進会、地域福祉推進委員会、PTAの代表者各1名
(3) その他館長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
2. 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理人の任免及び服務)

第6条 公民館の管理のため、管理人を置く。
2 管理人の任用は、館長が推薦し執行部会において決定する。
3 管理人の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、不適任と認められる人物であるとき又は行為があるときは、執行部会の承認を得て解任することができる。
4 管理人は原則として公民館内に居住しなければならない。
なお居室の光熱水費は管理人の負担とする。
5 管理人の休日は、第1及び第3日曜日とする。
6 管理人の手当については、総会において決定する。
7 管理人は常に建物内外の清掃に努め、特に火災盗難等に注意し、什器備品等の保全に努めなければならない。
8 管理人が外泊するときは、館長に申し出て許可を受けなければならない。
9 管理人は、接待等について館長の要請があるときは、これに応じなければならない。

(公民館の利用)

第7条 公民館の用利関しては、「月の浦公民館利用規定」による。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の承認を得て、これを決定する。

附 則

この規程は、平成 7年	12月	10日から施行する。
この規程は、平成18年	4月	23日から施行する。
この規程は、平成21年	4月	19日から施行する。
この規程は、平成23年	4月	18日から施行する。

月の浦公民館利用規程

(主 旨)

第1条 この規程は月の浦公民館の利用及び利用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(休 館 日)

第2条 休館日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第3日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 月曜日から金曜日までの間において指定管理者と市長が協議して定める日
- 2 前項の定めにかかわらず、館長は市長の承認を得て、休館日を変更し、または臨時に休館日を設けることができる

(利用時間)

第3条 利用時間は次の表に定めるとおりとする。

種別	昼 間	夜間	昼夜
通年	9:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00

備考 やむを得ない事情があるときは公民館長の承認を得て利用することができる。

(利用料の基準箇所等)

第4条 利用料徴収に対象となる箇所及び備品類は次のとおりとする。

- (1) 集会室
- (2) 実習室
- (3) 第1学習室
- (4) 第2学習室
- (5) 休憩室
- (7) 別表に定める備品類

(利用願いの手続方法)

第5条 前条の箇所及び備品類を使用しようとするものは公民館長の許可を受けなければならない

(利用料及び納付方法)

第6条 利用料金は別表・月の浦公民館利用料金表に定めるところによる。

- 2 利用料は前納しなければならない。
ただし、館長の承認を得て後納とすることができる。
- 3 納付された利用料は天災地変・不可抗力・利用者が前〃日までに利用の取り止めの申し出があったとき及び公民館長が特に還付の必要性を認めた時以外は還付しない

(利用料の減免)

第7条 利用料の減免及びその対象となるものは次のとおりとする。

- (1) 全額免除 (部屋料・冷暖房費・ガス代)
 - ア 執行部が使用するとき。
 - イ 区の行事として使用するとき。
農商工関係の会議、組の会議、南コミュニティの会議、青少年育成部の会議、区の行事援助のための各種団体の会議等
 - ウ 区における学習教養関係講座及び講演その他、これに類する集会で公益に資すると公民館長が認めたとき
 - エ 老人関係で利用する会議
- (2) 全額負担 (部屋料・冷暖房費・ガス代)
上記以外に使用するとき。

(利用の順位)

第8条 公民館利用の順位は原則として次のとおりとする。

- (1) 区執行部、区行事・学習・講座・講演等
- (2) 組会議
- (3) 各種団体
- (4) 区内、農・工・商 関係
- (5) 市又は教育委員会
- (6) その他

(利用の制限)

第9条 公民館長は次の各号に該当する場合は利用を許可せず、又は許可を取り消し、若しくは行事を中止させることができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められたとき。
- (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 建物若しくは付属設備を破損し、又消滅するおそれがあると認められたとき。

(目的外利用の禁止等)

第10条 利用許可を受けた者は許可を受けた目的以外に利用したり又は権限を譲渡若しくは転貸してはならない。

(補償)

第11条 利用中建物若しくは付属設備等を破損したり又は滅失したときは利用者はその損害を速やかに賠償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた者は利用にあたり、公民館職員または管理人に指示を受けること。
- (2) 利用時間は準備及び後片付けに要する時間をも含むものであること。
- (3) 利用するものが特別の設備をし若しくは現状を変更しようとするときは予め公民館長の許可を受けること。なお利用を終わったときは速やかに現状に復し、職員若しくは管理人の確認を受けること。
- (4) 許可なく貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 利用時間を厳守すること。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 子供会等で利用するときは代表1名(父母)を設けること。
- (8) 各種団体で利用するときは、代表者又は責任者を設けること。
- (9) 冷暖房器、実習室等を利用するときは、事前に公民館主事又は職員若しくは管理人に申し出ること。
- (10) 習字等サークル活動により公民館を汚染するおそれのあるものは公民館職員又は管理人の指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成 8年 1月15日から施行する。

この規程は、平成18年 4月23日から施行する。 休館日、時間、利用料変更

この規程は、平成21年 4月19日から施行する。 一部変更

この規程は、平成23年4月18日から施行する。利用料金の変更、区民外団体料金の新設、使用料を利用料に変更

(別 表) 月の浦公民館利用料一覧表

1. 室・冷暖房利用料(1時間につき)

区 分	区民団体 (通常料金)		区民外団体	
	室料	冷暖房料金	室料	冷暖房料金
集 会 室	600円	400円	900円	500円
実 習 室	500円	300円	700円	300円
学 習 室	400円	200円	600円	300円
休 憩 室	400円	200円	600円	300円
いこいの部屋	-	200円	-	-

(備考) 利用時間の端数は切り上げる。

2. 備品利用料金 (貸出)

品 名	個数	区内金額	区外金額	備 考
机 (高低共)	1台	100円	200円	
椅子	1脚	50円	100円	
テ ン ト	1張	1,000円	1,200円	
太 鼓	1個	1,000円	2,000円	
放送 器具	1式	1,000円	なし	
紅 白 幕	1幕	500円		
座フトン	1枚	50円		
カラオケ セット	1式	500円	サークル教室の場合は1000円	公民館長の許可を必要とする